

# 週20時間未満からの 障害者雇用のおすすめ

「障害者雇用に不安を感じる」「採用後の職場定着がうまくいかない」など、障害者雇用でお困りの事業主のみなさま。

まずは週20時間未満で雇用して、労働時間を増やし週20時間以上にしませんか？

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、雇用前の受入準備から個々の事業所に適した人材のマッチング支援、雇用後の週20時間以上へのステップアップや職場定着まで、専門スタッフが伴走して支援します！

## ★主な支援内容★

- ・ 社内コンセンサス、準備、作業環境、設備環境等雇用管理について具体的改善提案
- ・ 仕事の切り出し方、働き方の工夫、業務手順の改善、配慮事項、職場環境の調整等
- ・ 短期雇用体験利用(1日2時間×2日～)の提案
- ・ ジョブコーチ利用の提案
- ・ 関係機関と連携して企業をサポート 他


専門のスタッフが伴走して  
お手伝いいたします

- \* 重度障害者を週所定労働時間が20時間以上で雇用した場合は通常0.5人のところ1人として、週30時間以上で雇用した場合は通常1人のところ2人として算定できます。
- \* 精神障害者を週20時間以上で雇用した場合は、通常0.5人のところ1人として算定できます。(令和5年3月末までの特例措置)
- \* 国の雇用関係助成金については、お近くのハローワークにお尋ねください。

詳細は下記へご連絡ください

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター  
専任コーディネーター(河崎、稲垣)まで

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階

 **0120-540-271** (受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始)

E-mail: [koyou-support@bz03.plala.or.jp](mailto:koyou-support@bz03.plala.or.jp)

URL: <http://www.koyou-support.jp> (Eメール、ホームページからもお問合せが可能です)



埼玉県マスコット「コバトン」